

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月30日
照会部署名 南関東ブロック本部厚年適用支援グループ
照会担当者 マニュアルインストラクター グループ長 川合 満男
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

今泉

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010-000	本部受付番号 No. 2010-1172
-------------------------	----------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

疑義照会 2010-558【報酬及び賞与の範囲について】の回答に係る質問等について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

疑義照会 2010-558【報酬及び賞与の範囲について】
厚生年金法第25条、健康保険法第46条

(内容)

平成22年7月9日に回答された疑義照会 2010-558 の本部回答についての疑義照会です。

本部回答の②においては、「本来本人が負担すべき家賃を法人が支払っている場合は、従業員にとって経常的実態的収入の意義を有するものと解され、その支給の形態を問わず報酬に含めることになる。」とされておりますが、今回の事例の場合、法人が借り上げた住宅を個人に提供(借り上げ社宅)し、法人が個人から家賃額の50%を控除しているものであるため、現物給与(住宅の給与)として報酬に算入すべきである(標準価額から本人負担分(家賃額の50%)を差し引いた額を報酬に算入する。)と考えられますが、疑義照会 2010-558の回答については、現物給与(住宅の給与)として取扱われておりません。

どのような場合に現物給与(住宅の給与)として取扱い、どのような場合に

取扱わぬこととなるのか具体例を挙げ、ご教示いただきますようお願ひいたします。

(本部回答)

「事業所に使用されている者が労務の対償として経常的かつ実質的に受けるものであれば、その名目が賃金、給料、棒給、賞与、その他いずれであるかを問わず報酬として取扱うこととなる。

ここにいう「労務の対償」とは、被保険者が事業所で労務に服し、その対価として事業主から受ける報酬の支払ないし被保険者が当該事業主より受け得る利益」(疑義照会回答 2010-258) であり、金銭以外のものによって受ける報酬については、現物給与として金銭に換算することになる。

事業主から住宅が貸与される場合においては、住宅の利益の給与であり、厚生労働大臣が定める標準価格により金銭に換算して報酬に加算することになるが、住宅の貸与の代わりに本人が賃借する住宅の本人が負担すべき家賃を事業主が支払う場合には、その事業主が負担する家賃の金額を報酬に加算することになる。

疑義照会 2010-558 の質問では「3 および 4 が法人の経費とされた場合「労働の対価」として個人に対して支給される報酬でなくなる」としているが、回答は、会計上法人の経費となるからという理由で報酬でないとするものではなく、本人が負担すべき家賃を事業主が支払う場合について述べたものである。

したがって、社宅については、住宅の利益の給与であり、これは借り上げたものであっても同様の取り扱いとなる。

回答日 平成 23 年 5 月 25 日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (一 般) 小玉 幸夫
連絡先
メールアドレス

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

坂東